

第 8 号議案

府中市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

自転車の安全利用に関する制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

府中市自転車の安全利用に関する条例(平成21年12月府中市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

第2条に次の1号を加える。

(5) 自転車損害保険等 自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

第4条第3項を次のように改める。

3 自転車利用者は、市が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第14条を第21条とし、第11条から第13条までを7条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「自転車を購入しようとする者」を「自転車購入者」に改め、「、自転車損害保険等への加入」及び「(以下これらを「自転車安全利用情報」という。)」を削り、同条第2項を削り、同条を第17条とする。

第9条第2項中「自転車利用者」の次に「及び自転車貸付業者」を加え、同条第3項中「自転車利用者の」を削り、同条を第16条とし、同条の前に次の5条を加える。

(自転車利用者の自転車損害保険等への加入等)

第11条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害保険等に参加しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害保険等への加入等)

第12条 未成年者の保護者（以下この条において「保護者」という。）は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害保険等に参加しなければならない。

2 保護者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（自転車使用事業者の自転車損害保険等への加入等）

第13条 人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者（以下「自転車使用事業者」という。）は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害保険等に参加しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

（自転車貸付業者の自転車損害保険等への加入等）

第14条 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害保険等に参加しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害保険等に参加するよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に参加しているときは、適用しない。

（自転車損害保険等への加入の確認等）

第15条 自転車小売業者は、自転車を販売しようとするときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第2項の規定は、特定事業者について準用する。この場合において、同項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。

5 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

6 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（自転車貸付業者の責務）

第7条 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）は、当該自転車の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に対して、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければ

ばならない。

- 2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。
- 3 自転車貸付業者は、市が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(事業者の責務)

第5条 事業者（就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。）は、通勤又は事業活動のために自転車を利用する従業者に対して、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

- 2 特定事業者は、市が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。